

「学校経営研究会会員名簿」はプライバシー保護の観点からオンラインでは公開していません。

大塚学校経営研究会例会一年のあゆみ

(昭和57年4月～昭和58年3月)

昭和57年5月1日 於 筑波大学学校教育部

・発表者 宇留田敬一

内容 「東京都青少年非行対策委員会の報告書をめぐって」

同 7月3日 於 筑波大学学校教育部

・レポーター 木岡一明

内容 西 穰司「学校経営研究における生徒指導論の位置と課題」

同 7月30～8月1日 夏期合宿

・発表者 小松郁夫

内容 「現代学校論の課題と方法について」

・発表者 大脇康弘

内容 「学校官僚制の合理性と正当性」

・発表者 阿久津浩

内容 「アメリカの教育経営研究に関する一考察」

・レポーター 天笠 茂

内容 下村哲夫著『学年・学級の経営』(書評)

・レポーター 大西信行

内容 『学校の自治(講座教育法5)』(書評)

同 9月4日 於 筑波大学学校教育部

・発表者 丸山義王

内容 「ゆとりの時間で児童の創造性を開発できるか」

・レポーター 天笠 茂

内容 大石勝男「主任の制度化に伴う生徒指導組織の実態と問題点」

同 11月6日 於 大正大学

・発表者 小松郁夫

内容 「文化行政と教育行政に関する諸問題(1)」

・発表者 柳原葉子

内容 「逸脱行動論と生徒指導」

昭和58年2月5日

於 学校教育研究所

- 発表者 西 穰司

内容 「教師の職能成長論 —教師の自己意識をめぐって—」

- 発表者 水本徳明

内容 「学校論の基盤としての教授—学習論」

同 3月12日

於 学校教育研究所

- 発表者 北神正行

内容 「戦後教員身分保障制度の形成に関する一考察 —『労働協約』締結の意味と内容」

- 発表者 岩崎製斐男

内容 「中学校の現状と課題」

同 3月28・29日

春期合宿

- パネルディスカッション

「学校経営理論の現状と展望 —『学校論』の再構築をめざして—」

発表者 大西信行, 小松郁夫, 大脇康弘

- 発表者 堀内 孜

内容 「学校管理規則と市町村教委の学校管理機能」

- 発表者 堀井啓幸

内容 「社会教育施設の効果的配置について」

大塚学校経営研究会会則

第1条（名称）

本会は、「大塚学校経営研究会」と称する。

第2条（目的及び活動）

本会は、学校経営を中心に教育学全般に関する研究を目的とし、各種研究会の開催、紀要及び各種出版物の刊行を行い、会員相互の交流を図るものとする。

第3条（会員）

本会は、会員及び名誉会員から成る。

2. 会員は、本会の目的に賛同し、活動に参加を希望する者で、会員2名の推薦をもって、入会を認められる。
3. 名誉会員は、本会が推挙する。

第4条（組織）

本会に、会長・幹事・会計・紀要編集委員等を置く。その任期は1年とし、総会で選出する。

2. 総会は、原則として春季合宿において行うものとする。

第5条（研究会）

本会の研究会は、次の通りとする。

- ① 月例研究会：毎月1回定期的に研究会を開催する。
- ② 合宿研究会：年間各期の活動を総括し、かつ新たな研究計画を策定し、会員相互の親睦を図る。春季・夏季の年2回を原則とする。

第6条（会計）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。また、会費は3,000円とする（名誉会員を除く）。

第7条（紀要）

本会の紀要は、「学校経営研究」と称し、年1回毎年4月に刊行する。その編集規程は、別に定めるものとする。

第8条（雑則）

本会の事務局は、筑波大学に置く。

2. 本会会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成により行う。

第9条（附則）

本会則は、昭和51年3月1日より施行する。

2. 本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

3. 本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

「学校経営研究」編集規程

1. 本紀要は、大塚学校経営研究会の機関誌として年1回発行する。
2. 本紀要は、本会会員の研究論文を掲載し、併せて、文献・資料の紹介、その他研究活動に関連する記事を登載する。
3. 本紀要に論文を掲載しようとする会員は所定の論文投稿要領に従い、紀要編集委員会事務局宛に送付するものとする。
4. 論文の掲載は、紀要編集委員会の合議によって決定する。
5. 掲載の場合、若干の修正を加えることがある。ただし、内容について重要な変更を加える場合は執筆者と協議する。
6. 本紀要に掲載したものの原稿は、原則として返還しない。
7. 本紀要の編集事務についての通信は、(〒305)茨城県新治郡桜村天王台1-1-1筑波大学教育学系、学校経営研究室気付「大塚学校経営研究会紀要編集委員会」宛とする。

「学校経営研究」論文投稿要領

1. 論文原稿は、未発表のものに限る。(ただし、口頭発表プリントの場合、この限りでない。)
2. 編集委員会において枚数を指定するもの以外の論文原稿は、原則として、400字横書原稿用紙50枚以内とする。
3. 原稿に図表のある場合は、本文に換算して指定する。
4. 論文原稿には必ず論文題目の欧文を付すること。
5. 論文投稿の申し込み期限は毎年8月15日とし、原稿提出期限は毎年12月20日とする。

編 集 後 記

「学校経営研究」第8巻を会員諸兄姉にお届けします。ご覧のとおりの内容です。掲載論文のひとつひとつには、丸山会員や若手の会員諸君の精進のあとが刻み込まれていますが、全体としてボリュームに欠けたものとなったことは、いささか申し訳ない次第です。簡単に、論文の数さえ多ければよい、などとは言えないとしても、このような結果をどう評価すべきか、会員の皆さんひとりひとりがよく検討してほしいと思います。それとともに、「学校経営研究」がわれわれにとって何なのか、についてもよく考えてみてください。

今年の日本教育経営学会が6月に大正大学を会場として開催されますが、その「教育経営研究の軌跡と課題」をテーマとして、教育経営の本質や教育経営学の研究方法などが改めて問い直されることになると思います。また一方では、今日の校内暴力等の非行問題を含め、生徒指導の側面から教育経営に検討を加えようとするシンポジウムも予定されています。このような動向の根底には、教育経営だけでなく、教育学や教育学研究者のあり方がきびしく問われなければならない問題状況があってのことと考えます。

会員諸兄姉の一層の精進を期待するとともに、次号への投稿を目指し、覚悟を新たにしてほしいと思います。

(宇留田 記)